

私立大学等經常費補助金  
配分基準別記8（特別補助）

平成27年3月

日本私立学校振興・共済事業団



目 次  
私立大学等経常費補助金配分基準別記 8 (特別補助)

<b>I 成長力強化に貢献する質の高い教育</b> .....	<b>1</b>
1 就職支援・就業力育成の充実 .....	1
2 医学部入学定員の増員 .....	3
3 被災地の復興支援 .....	3
<b>II 社会人の組織的な受入れ</b> .....	<b>4</b>
1 正規学生としての受入れ .....	4
2 多様な形態による受入れ .....	4
(1) 科目等履修生 .....	4
(2) 専攻科、別科 .....	4
(3) 履修証明プログラム .....	4
※ 学生等数に占める社会人学生等数の割合による増額 .....	5
3 社会人の受入れ環境整備 .....	6
<b>III 大学等の国際交流の基盤整備</b> .....	<b>7</b>
1 海外からの学生の受入れ .....	7
2 海外からの教員の招へい .....	7
3 学生の海外派遣 .....	8
4 教員の海外派遣 .....	8
5 大学等の教育研究環境の国際化 .....	9
(1) 大学等の教育研究環境の国際化 .....	9
(2) 留学生に対する授業料減免 .....	10
6 実践的な語学力の習得や国際理解の推進 .....	10
7 クールジャパンを活用した日本文化の発信 .....	10
<b>IV 大学院等の機能の高度化</b> .....	<b>12</b>
1 大学院における研究の充実 .....	12
2 研究施設運営支援 .....	13
3 大型設備等運営支援 .....	14
4 戦略的研究基盤形成支援 .....	15
5 大学間連携等による共同研究 .....	16
6 専門職大学院等支援 .....	17
7 法科大学院支援 .....	18
8 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実 .....	20
(1) 教育組織の高度化(専攻科)支援 .....	20
(2) 研究支援 .....	20
<b>V 未来経営戦略推進経費</b> .....	<b>21</b>
1 教学改革推進のためのシステム構築・職員育成 .....	21
2 持続的な大学改革を支える職員育成(継続分) .....	21
3 未来経営戦略推進経費(継続分) .....	22

<b>VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実</b> .....	<b>22</b>
1 授業料減免事業等支援 .....	22
2 卓越した学生に対する授業料減免等 .....	22
3 学生の経済的支援体制等の充実 .....	23
4 特色ある経済的支援方策 .....	23
(1) 学内ワークスタディ事業支援 .....	23
(2) 産学合同スカラーシップ事業支援 .....	24
<b>VII 東日本大震災からの復興支援</b> .....	<b>24</b>
1 授業料減免事業等支援（震災分） .....	24
2 被災私立大学等復興特別補助 .....	25
(1) 被災私立大学等復興特別補助 .....	25
(2) 被災私立大学等復興特別補助（福島県内の大学等） .....	25

※ 私立大学等改革総合支援事業については、配分基準別記7を参照

## 別記 8

### 配分基準Ⅳの 5 の金額の増額措置（私立大学等経常費補助金特別補助）

配分基準Ⅴの 7 の規定に基づき、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため、当該年度 5 月 1 日現在で、当該大学等の基本的使命・役割と保有する機能及びその比重（特に重点を置く機能）等を明示している大学等に対し、配分基準Ⅴの 1、2、4、5 及び 6 で算出した配分基準Ⅳの 5 の金額について、次に定めるところにより増額するものとする。

#### I 成長力強化に貢献する質の高い教育

##### 1 就職支援・就業力育成の充実

〔対 象〕

就職支援・就業力育成の充実のため、教育課程内外のキャリア形成・就職支援の取組みや特色ある就職支援の取組みを組織的に実施し、次の①から③のいずれかに該当する大学等（通信教育課程のみを設置する大学等は除く。）。

- ① 当該年度 5 月 1 日現在で、キャリアカウンセラー等の有資格者（以下「有資格者」という。）を配置していること。ただし、専任教員又は専任職員を配置したキャリアセンター等を設置するなど、全学的な体制を構築し、1 年次から卒業年次までの一貫したキャリア形成・就職支援を実施していること。
- ② 表 1 に掲げる取組みをいずれか 2 件以上実施していること。
- ③ 大学等の組織的関与の下で行われるインターンシップのうち、次のア及びイに該当する取組みを実施していること。

ア 正規課程の授業科目として実施し、単位認定を行うものであること。

ただし、次の i から iii のいずれにも該当しないものであること。

- i 特定の資格取得を目的として実施するもの。
- ii 企業等から学校法人に対して、インターンシップに関連する金銭の支払いがあるもの。
- iii 実習が海外で実施されるもの。

イ 企業等での現場実習の実施期間が 2 週間以上であること。

〔算定方法〕

- ① 配置している有資格者の人数に 1 人当たり 5 0 0 千円を乗じて得た額（A）を算出する。
- ② 表 1 に掲げる各区分の取組みの実施件数に 1 件当たり 3 0 0 千円を乗じて得た額（B）を算出する。
- ③ インターンシップを実施している大学等について 5 0 0 千円に加え、表 2 に掲げる各区分の取組みの実施件数に 1 件当たり 3 0 0 千円を乗じて得た額の合計額（C）を算出する。
- ④ （A）、（B）及び（C）の合計額を増額する。

表 1

区 分		取 組 み
1	既卒者・就職留年者への支援	既卒者又は就職留年者に対し、組織的な就職支援体制を整備している。
2	就職内定後の支援	就職内定を得た学生に対し、マナー講習、メンタルヘルス、早期離職防止に関する研修、労働者の権利義務や租税・社会保障制度に関する啓発など、円滑に社会人生活に移行できるような支援を実施している。
3	遠方で行われる就職活動の支援	就職説明会等への就職支援バスの運行や企業等の見学会に教職員等が引率するなど、遠方で行われる就職活動に対しての経済的負担の軽減や人的な支援を実施している。
4	学生の卒業後の就職状況等のデータベース化	既卒者の就職先やその後の状況等を追跡調査し、定着率や満足度の把握、データの蓄積・分析等を行うなど、卒業後の状況等をデータベース化し、就職支援に活用している。
5	キャリアカウンセラー等養成支援	就職支援体制を強化するために、学内の教職員がキャリアカウンセラー等の資格を取得する際の経費の負担や勤務上の配慮を実施している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

表 2

区 分		取 組 み
1	事前・事後の教育	インターンシップに派遣する学生に対し、派遣時においてはインターンシップに参加する目的を明確化するとともに、専門教育との関連性を意識させるような事前教育を施し、事後教育においては大学等における自己の学修とのつながりを意識させるような指導を行っている。
2	キャリアセンター等との連携	一年次から卒業年次までの一貫したキャリア形成・就職支援を実施しているキャリアセンター等と連携して、受入企業の開拓やフォローアップ、受入企業への情報提供、学生及び企業等の調整（マッチング）、大学、学生、企業等の意見交換・交流会の開催又は専門人材の養成等やプログラム設計等の支援を行っている。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

## 2 医学部入学定員の増員

[対 象]

当該年度に医学部医学科の入学定員増を実施している大学。

[算定方法]

当該年度の医学部医学科の入学定員増員数に基づき、表3により増額する。

表3

入学定員増員数	増 額
1 人	4,250 千円
2	4,750
3	6,000
4	6,500
5	7,000

## 3 被災地の復興支援

[対 象]

東日本大震災（原子力発電所の事故による災害を含む。以下同じ。）の発生に伴い、表4に掲げる支援活動のいずれかを実施し、被災地の復興と成長・発展に貢献している大学等。

[算定方法]

表4に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表4

区 分	取 組 み
1 専門家の派遣	大学等が建築士、弁護士、医師、看護師、カウンセラー、理学療法士、放射線測定等の専門家を被災地へ派遣している。
2 ボランティアの派遣	大学等が教育研究の一環として、学生や教職員をボランティアとして被災地へ派遣している。
3 通信教育等を利用した教育支援	eラーニングコンテンツの作成・提供、ネットワーク等を介した通信教育等を利用して、被災地の学生、生徒、児童又は幼児や住民等に対する教育支援を組織的に実施している。
4 復興支援のための共同研究	被災地の復興を支援するため、被災地や被災大学、被災地の企業等と協定や覚書等を締結し、共同研究を実施している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

## II 社会人の組織的な受入れ

[共通要件]

社会人の受入れを推進するため、社会人の就学を促進する取組みを実施し、次の①及び②に該当する大学等。

- ① 当該大学等に正規課程の学生、科目等履修生、専攻科生又は別科生のいずれかの身分で在籍している社会人学生（当該年度4月1日現在で25歳以上の者（平成元年4月1日以前に生まれた者）で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国人留学生は除く。）及び当該大学等が開講する履修証明プログラムを受講し、当該年度に履修証明書が交付される社会人受講者（当該年度4月1日現在で25歳以上の者（平成元年4月1日以前に生まれた者）で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国人留学生は除く。）の合計人数が、大学は10人以上、短期大学及び高等専門学校は5人以上であること。
- ② 次のアからクに掲げる取組みを3件以上実施していること。
  - ア 社会人に対する特別な入学選抜制度の実施
  - イ 社会人向け履修コース等の設定
  - ウ 社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築
  - エ 施設・設備等の柔軟な利用制度の実施
  - オ 教育訓練講座の開講
  - カ 大学等で学んだ社会人の再雇用支援
  - キ 地方公共団体との連携による生涯学習や社会人教育の実施
  - ク 社会人学生に対する育児支援の実施

### 1 正規学生としての受入れ

[対象]

共通要件に該当し、当該年度5月1日現在で社会人学生を正規課程（大学は学部及び研究科、短期大学及び高等専門学校は学科）に受け入れている大学等。

[算定方法]

- ① 当該学部等の社会人学生数に学生1人当たり100千円を乗じた額（A）を算出する。  
ただし、短期大学の学科のうち、一般財団法人短期大学基準協会より地域総合科学科として適格認定されている学科については、学生1人当たり150千円とする。
- ② 当該通信教育学部等の社会人学生数に学生1人当たり10千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額を増額する。ただし、50,000千円を限度とする。

### 2 多様な形態による受入れ

#### (1) 科目等履修生

[対象]

共通要件に該当し、当該年度の4月1日から3月31日までの間に科目等履修生制度（大学設置基準第31条、大学院設置基準第15条及び短期大学設置基準第17条）に基づき、社会人学生を受け入れている大学等。

#### (2) 専攻科、別科

[対象]

共通要件に該当し、当該年度5月1日現在で専攻科（独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けていない専攻科を含む。）又は別科（留学生別科は除く。）において、社会人学生を受け入れている大学等。

#### (3) 履修証明プログラム

[対象]

共通要件に該当し、当該年度の4月1日から3月31日までの間に学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条による履修証明プログラムを開講し、社会人受講者に対して修了時に履修証明書を交付している大学等。

《（1）から（3）に係る算定方法》

- ① 科目等履修生については、当該大学等の学部等、研究科及び専攻科の社会人学生数に学生1人当たり50千円（通信教育課程の場合は、学生1人当たり10千円）を乗じた額（A）を算出する。  
ただし、10,000千円を上限とする。
- ② 専攻科、別科については、当該大学等の専攻科、別科の社会人学生数に学生1人当たり50千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ 履修証明プログラムについては、当該大学等が履修証明書を交付した社会人受講者数に交付人数1人当たり200千円を乗じた額（C）を算出する。
- ④ （A）、（B）及び（C）の合計額を増額する。



## ※ 学生等数に占める社会人学生等数の割合による増額

[対 象]

共通要件に該当し、当該年度の在籍学生等数に対し、一定割合以上の社会人学生等を受け入れている大学等。

[算定方法]

表5に掲げる当該大学等の在籍学生等数に占める社会人学生等数の割合を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表6により増額する。

表5

区 分		点 数		
1	正規学生数（通学課程）に 占める社会人学生数の割合 （当該年度5月1日現在）  （7点満点）	以上	未満	点
		5% ～ 10%		3
		10% ～ 15%		4
		15% ～ 20%		5
		20% ～ 25%		6
2	正規学生数（通信教育課程）に 占める社会人学生数の割合 （当該年度5月1日現在）  （3点満点）	以上	未満	点
		70% ～ 80%		1
		80% ～ 90%		2
3	科目等履修生数に 占める社会人学生数の割合 （当該年度4月1日から3月31日）  （3点満点）	以上	未満	点
		70% ～ 80%		1
		80% ～ 90%		2
4	専攻科生及び別科生数に 占める社会人学生数の割合 （当該年度5月1日現在）  （3点満点）	以上	未満	点
		30% ～ 50%		1
		50% ～ 70%		2
5	履修証明プログラム受講者数に 占める履修証明書交付を受けた 社会人受講者数の割合 （当該年度4月1日から3月31日）  （3点満点）	以上	未満	点
		70% ～ 80%		1
		80% ～ 90%		2
		90% ～		3

（注）各区分において、該当がない場合は0点とする。

表6

点 数	増 額
0 ～ 3 点	0 千円
4 ～ 6	500
7 ～ 9	750
10 ～ 19	1,000

### 3 社会人の受入れ環境整備

[対 象]

共通要件に該当し、表7に掲げる取組みを3件以上実施している大学等。

[算定方法]

表7に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表7

区 分		取 組 み
1	社会人に対する特別な入学選抜制度の実施	入学試験（当該年度に入学する学生を選抜する試験）において社会人を対象とした特別な入学選抜制度を実施している。
2	社会人向け履修コース等の設定	社会人が就労しながら学修できるよう、夜間部（昼夜開講制を含む。）・第三部・通信教育課程の設置や長期履修制度等の多様な履修形態を整備している。
3	社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築	自治体・地元産業界等やOB・OG等の学外者から社会人の学修ニーズを聴取するため、協議会等を開催している。
4	施設・設備等の柔軟な利用制度の実施	当該大学等の施設・設備（図書館等）について、広く一般の利用が出来る制度を整備している。
5	教育訓練講座の開講	雇用保険法第60条の2（教育訓練給付金）の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を開講し、教育訓練給付金を受けることのできる社会人を受け入れている。
6	大学等で学んだ社会人の再雇用支援	離職者（定年退職者や主婦など）を対象とした就職、起業等を目指す講座（教育訓練講座を除く。）等を開講している。又は、履修証明プログラムや公開講座等の受講者に対して、継続的に受講生の就職・起業を支援する体制を整備している。
7	地方公共団体との連携による生涯学習や社会人教育の実施	地方公共団体と協定や覚書等を締結し、社会貢献に向けた教育プログラムの策定や講師の派遣、受講者推薦等を通じ、生涯学習や社会人教育を実施している。
8	社会人学生に対する育児支援の実施	託児室の設置や保育サービス業者との提携等により、社会人学生（公開講座等の受講者を含む。）が育児をしながら学修できるための支援体制を整備している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

### Ⅲ 大学等の国際交流の基盤整備

#### 1 海外からの学生の受入れ

〔対 象〕

次の①から③のすべてに該当する大学等。

① 次のアからオに掲げる取組みのいずれかを実施している大学等。

- ア 留学生の受入体制の整備
- イ 留学生の修学支援
- ウ 留学生の就職支援
- エ 留学生向けの入学制度の整備
- オ 教育課程の編成

② 次のアに定める外国人留学生又はイに定める招致学生を受け入れている大学等。

ア 次の i 及び ii が確認できる外国人留学生

i 当該年度5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、当該年度5月1日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者

ii 当該年度5月1日現在で、大学等の正規課程（学部等及び研究科）又は留学生別科に在籍する者。ただし、次の a 又は b に該当する者は除く。

a 当該年度5月1日現在で、休学中の者の休学期間が継続して1年以上となることが明らかな者

b 当該年度5月1日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者

イ 外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度の4月1日から3月31日までの間に協定校から受け入れた招致学生。協定校の範囲は、我が国における大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する学校又はその附置研究所（当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等は除く。）とする。

③ ②のアに定める外国人留学生の受入れにおいて、各外国人留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況などを的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を行っている大学等。

〔算定方法〕

当該大学等の受入学生数に学生1人当たり30千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は1,000人を限度とする。

#### 2 海外からの教員の招へい

〔対 象〕

次の①及び②に該当する大学等。

① 海外からの教員の受入環境の整備のために、次のアからウに掲げる取組みのいずれかを実施している大学等。

ア 招へい教員に対する日本での教育研究や生活全般に関する相談窓口の設置や相談員の配置

イ 寄宿舎の整備（学校所有又は借上げ）

ウ 当該大学等職員に対する語学研修（国内外は問わない。）又は海外研修派遣

② 当該年度の4月1日から3月31日までの間に、次のアからウのすべてに該当する教員による教育研究活動を実施している大学等。

ア 学長等名の招へい状に基づき、海外から2週間以上6か月以内の期間で招へいした教育・研究業績の優れた者

イ 招へい期間に学内教員との共同研究、学内での講義又は講演等の教育研究活動を実施する者

ウ 海外の大学等に所属している教員であり、日本人でない者

〔算定方法〕

当該大学等に招へいした教員等数に教員等1人当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

### 3 学生の海外派遣

[対 象]

外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、日本人学生を協定校へ派遣している大学等で、派遣する学生に対して、派遣時に学生派遣事業の趣旨・目的・成果等に関するオリエンテーションを実施している大学等。協定校の範囲は、我が国における大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する学校又は研究所（当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等は除く。）とする。

[算定方法]

派遣した学生数に学生1人当たり30千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は1,000人を限度とする。

### 4 教員の海外派遣

[対 象]

当該年度の4月1日から3月31日までの間に、次のアからウのすべてに該当する日本人の専任教員等を研修先機関（海外の大学、研究所、その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設、民間企業の研究部門とする。）へ派遣している大学等で、派遣する教員に帰国時に報告書等の作成を義務付けている大学等。

ア 研修先機関からの招へい状に基づき、研修期間が2か月以上2年未満である者

イ 当該年度5月1日現在で当該大学等に在籍する一般補助算定の認定基準を満たす者

ウ 当該年度4月1日現在で55歳以下の者（昭和33年4月2日以降に生まれた者）

[算定方法]

派遣した教員等数に教員等1人当たり800千円を乗じて得た額を増額する。

## 5 大学等の教育研究環境の国際化

### (1) 大学等の教育研究環境の国際化

〔対 象〕

次の①及び②に該当する大学等。

- ① 大学等の教育研究環境の国際化のため、表8に掲げる取組みのいずれかを実施している大学等。
- ② 各外国人留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況などを的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を行っている大学等。

〔算定方法〕

表8に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

表8

区 分		取 組 み
1	留学生の受入体制の整備	留学生の受入体制として、留学生の入学及び修学に係る相談窓口の設置や相談員の配置、寄宿舎（学校所有又は借上げ）の整備、職員の語学研修（国内外は問わない。）又は海外研修派遣のいずれかを実施している。
2	留学生の修学支援	留学生や派遣学生を対象とする大学等独自の奨学金制度（授業料等減免や貸与等を含む。）、留学生に対するチューター制度又は留学生を対象とした日本語教育の授業のいずれかを実施している。
3	留学生の就職支援	留学生の就職支援のため、留学生の就職に係る相談窓口の設置や相談員の配置、留学生受入れ企業の情報収集・提供等を組織的に実施している。
4	留学生向けの入学制度の実施	秋季入学制度や留学生に対する特別の入学試験（当該年度に入学する留学生を選抜する試験）を実施している。
5	教育課程の編成	教育研究環境の国際化のため外国語のみによる授業、海外の大学との単位互換又はダブル・ディグリーのいずれかを実施している。
6	留学プログラムの実施	海外の大学等と学生の交流や教職員の研修を行うためのプログラム（事前・事後の研修や指導等を伴うもの。）を実施している。
7	帰国留学生のフォローアップ	帰国した外国人留学生のフォローアップのために、帰国留学生の同窓会等の組織化支援、活動支援を実施している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

## (2) 留学生に対する授業料減免

[対 象]

当該年度の4月1日から3月31日までの間に、経済的に修学困難な次の①から③のすべてに該当する外国人留学生を対象とした授業料（入学金は除く。）減免等の給付事業を、選考方法、選考基準等が明記された規程等に基づき実施している大学等。

- ① 当該年度5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、当該年度5月1日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者。
- ② 当該年度5月1日現在で、大学等の正規課程（学部等及び研究科）又は留学生別科に在籍する者。ただし、次のア又はイに該当する者は除く。  
ア 当該年度5月1日現在で、休学中の者の休学期間が、継続して1年以上となることが明らかな者  
イ 当該年度5月1日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者
- ③ 各外国人留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況などを的確に把握し、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を行っている大学等に在籍する者。

[算定方法]

授業料減免等の対象者数に表9に掲げる単価を乗じた額に、当該大学等の授業料減免等の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額を増額する。

ただし、30,000千円を限度とする。

表9

区 分	単 価
大 学	150 千円
短 期 大 学	100 千円
高 等 専 門 学 校	50 千円

## 6 実践的な語学力の習得や国際理解の推進

[対 象]

グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点として、表10に掲げる取組みのいずれかに該当している大学等。

[算定方法]

表10に掲げる各区分の取組みの実施件数に1件当たり300千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、別記7の2.（4）に掲げる私立大学等改革総合支援事業タイプ4の支援対象校として文部科学省より選定されている場合は、1,500千円を限度とする。

表10

区 分		取 組 み
1	グローバル化に対応した入学選抜制度の実施	TOEIC、TOEFL、IELTS、実用英語技能検定などの外国語の能力測定等において4技能（読む、書く、聞く、話す）で高い評価を受けている者や、国際バカロレア（IB）において優秀な成績を収めた者、高校時代に海外留学経験を有する者など、語学力や国際性の点で特に優秀であると判定した日本人生徒を対象に、入学者選抜上特別な配慮を講じている。
2	外国語のみの授業又は日本人学生と外国人留学生の合同授業の実施	外国語のみによる授業であって、ディスカッションやプレゼンテーションを交えて行う授業科目を開講している。又は、日本人学生と外国人留学生が一緒に学び交流を深める、多国籍の学生参加型の合同授業を正課の授業科目として開講している。
3	TOEIC/TOEFL等の対策講座の開講	就職・留学を見据えた学内でのTOEIC・TOEFL等の試験対策講座を開講している。
4	海外留学の必修化	日本人学生に対し、在学中の海外留学（1か月以上）を必修化している。
5	卒業生の留学への修学支援	卒業生の留学への修学支援のため、留学までの準備や留学中の生活に関する相談・指導等、又は経済的支援を実施している。
6	外国語のレベル別クラス編成	入学時や学年進行時に学生の語学力に応じたクラス編成を行うためのプレイスメントテスト等を行うなど、外国語の授業実施に際し、レベル別クラス編成を実施している。
7	ITを活用した語学の自主学習支援	デジタル教科書、オンラインの動画・音声教材など、授業外で学生がITを活用して自主的に学習できるような支援体制を整備している。
8	TOEIC/TOEFL等の受講料補助	TOEIC・TOEFL等の外国語の能力測定等の受講料を補助している。
9	教員の語学力向上のためのFD	学生の実践的な語学力の習得に資する教員の語学力・指導力の向上を目的としたFD等を実施している。
10	国際寮や英語村等での語学学習・国際交流	外国人の学生や教員と外国語でコミュニケーションを図るためのスペース（英語村等）又は国際交流を目的とする寄宿舍（国際寮等）を整備している。
11	留学中のサポート体制	海外の大学等へ派遣している学生に対して、安全確保のための早急な連絡体制や、定期的に相談・指導を行う体制（経済的支援を除く。）を整備している。
12	海外インターンシップ	海外でのインターンシップを実施している。
13	海外企業等の求人情報の収集・提供	外国に所在する企業などグローバルな環境で就職するための求人情報を収集・提供している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

## 7 クールジャパンを活用した日本文化の発信

〔対 象〕

日本文化（伝統文化・日本文学・ポップカルチャー等）の発信のため、次の①から③のすべてに該当する取組みを実施している大学等。

- ① 外国人を主たる対象とし、日本文化を発信することを目的とした取組みであること。
- ② 当該取組内容には講義を含むこと。
- ③ 正規の授業科目でないこと。

〔算定方法〕

300千円を増額する。

## IV 大学院等の機能の高度化

### 1 大学院における研究の充実

〔対 象〕

大学院における研究の充実のため、次の①又は②に該当する研究科（通信教育課程は除く。）を設置する大学。

- ① 当該年度5月1日現在で研究科に在籍している正規学生の人数が10人以上であること。
- ② 研究科に係る研究実績について、次のアからウの件数の合計が10件以上であること。
  - ア 当該年度5月1日現在で当該研究科を担当する専任教員が主体となって行う研究が、平成25年度に科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金（文部科学省及び日本学術振興会から交付されたもの）に新規採択された件数（研究分担者として採用されたものは除く。）。なお、当該教員が新規採択時点で他大学等に在籍していた場合についても件数を含む。
  - イ 当該研究科に係る研究内容に関して、平成25年度に当該大学が出願者となり特許を取得又は出願（研究者個人が特許出願した場合で当該大学に権利が継承される場合やTLO（技術移転機関）を通じて出願した場合を含む。）した件数
  - ウ 当該年度5月1日現在で当該研究科を担当する専任教員（当該研究科が設置する研究チーム等を含む。）が過去に発表した学術論文が、平成25年度中に国際学術雑誌、学会機関紙、研究報告等で他の研究者等から引用されている件数

〔算定方法〕

- ① 対象となる研究科の学生数を当該大学の大学院全体（収容定員が0の専攻は除く。）の学生数で除して得た率を、大学院を担当する専任教員数に乗じた人数（A）を算出する。
- ② （A）に教員1人当たり100千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （B）の額に、表11により当該大学の女性研究者支援の取組み状況及び女性研究者の在籍状況を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表12により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表11

区 分	取 組 み	点 数
1 柔軟な勤務体制の構築 (1点満点)	女性研究者の研究と出産・育児等との両立のため、育児休業の取得、短時間勤務、所定外労働の制限等について、育児・介護休業法の基準より柔軟な勤務体制を構築している。	1点
2 相談体制の整備 (1点満点)	女性研究者の研究活動の継続のため、カウンセラーの配置、相談室の設置等の相談体制を整備している。	1点
3 女性研究者の在籍状況 (当該年度5月1日現在の 研究科における在籍割合) (2点満点)	在 籍 率	点 1 2
	以上 30.0% 未満	

（注）区分3については、該当がない場合は0点とする。

表12

点 数	調 整 率
0 ～ 1点	100%
2 ～ 3	110
4	120



## 2 研究施設運営支援

[対 象]

大学院等の機能の高度化を促進するため、次の①から③に該当する研究施設を設置している大学等。

① 次のア又はイに該当する研究施設であること。

ア 恒常的に研究活動を実施するため、次の i から iv のすべてに該当する組織上独立した研究施設であること

i 当該年度5月1日現在で、当該研究施設専任の教員が配属されていること。ただし、当該研究施設専任の教員が配属されていない場合は、当該研究施設を兼任している教員が5人以上おり、かつ当該研究施設に専任職員が1人以上配属されていること。

ii 当該年度4月1日現在で、設置後3年以上経過していること

iii 当該研究施設の設置に関する規程があること

iv 研究施設での研究成果を集録した紀要等を作成していること

イ 当該年度において、文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」として認定を受けている研究施設であること

② 当該年度において、文部科学省から「共同利用・共同研究拠点」の認定を理由とした財政支援を受けていないこと。

③ 当該研究施設に係る当該年度の所要経費が、大学は1,000千円以上、短期大学及び高等専門学校は600千円以上であること。ただし、所要経費のうち、教育研究用機器備品費の占める割合は90%以内であること。

[算定方法]

当該研究施設における研究に係る所要経費に基づき、表13により増額する。

表13

所 要 経 費		増 額	所 要 経 費		増 額
以上	未満 千円	千円	以上	未満 千円	千円
600	～ 1,000	300	36,000	～ 38,000	18,000
1,000	～ 2,000	500	38,000	～ 40,000	19,000
2,000	～ 3,000	1,000	40,000	～ 42,000	20,000
3,000	～ 4,000	1,500	42,000	～ 44,000	21,000
4,000	～ 5,000	2,000	44,000	～ 46,000	22,000
5,000	～ 6,000	2,500	46,000	～ 48,000	23,000
6,000	～ 7,000	3,000	48,000	～ 50,000	24,000
7,000	～ 8,000	3,500	50,000	～ 52,000	25,000
8,000	～ 9,000	4,000	52,000	～ 54,000	26,000
9,000	～ 10,000	4,500	54,000	～ 56,000	27,000
10,000	～ 12,000	5,000	56,000	～ 58,000	28,000
12,000	～ 14,000	6,000	58,000	～ 60,000	29,000
14,000	～ 16,000	7,000	60,000	～ 62,000	30,000
16,000	～ 18,000	8,000	62,000	～ 64,000	31,000
18,000	～ 20,000	9,000	64,000	～ 66,000	32,000
20,000	～ 22,000	10,000	66,000	～ 68,000	33,000
22,000	～ 24,000	11,000	68,000	～ 70,000	34,000
24,000	～ 26,000	12,000	70,000	～ 72,000	35,000
26,000	～ 28,000	13,000	72,000	～ 74,000	36,000
28,000	～ 30,000	14,000	74,000	～ 76,000	37,000
30,000	～ 32,000	15,000	76,000	～ 78,000	38,000
32,000	～ 34,000	16,000	78,000	～ 80,000	39,000
34,000	～ 36,000	17,000	80,000	以上	40,000

### 3 大型設備等運営支援

[対 象]

大学院等の機能の高度化を促進するため、次の①から③のすべてに該当する大型設備等を保有し、研究活動を行っている大学等。

- ① 当該大型設備等を最初に保有した時点における1個又は1組の購入価格又は寄贈時取得価格（寄贈された機器の受入時の簿価）が30,000千円以上であること。
- ② 当該年度において所有し、かつ教育研究に使用していること。
- ③ 当該大型設備等に係る当該年度の維持費等の所要経費が、大学は1,000千円以上、短期大学及び高等専門学校は600千円以上であること。

[算定方法]

当該大型設備等に係る維持費等の所要経費に基づき、表14により増額する。

表14

所 要 経 費	増 額
以上 未満 千円	千円
600 ～ 1,000	300
1,000 ～ 2,000	500
2,000 ～ 3,000	1,000
3,000 ～ 4,000	1,500
4,000 ～ 5,000	2,000
5,000 ～ 6,000	2,500
6,000 ～ 7,000	3,000
7,000 ～ 8,000	3,500
8,000 ～ 9,000	4,000
9,000 ～ 10,000	4,500
10,000 ～ 12,000	5,000
12,000 ～ 14,000	6,000
14,000 ～ 16,000	7,000
16,000 ～ 18,000	8,000
18,000 ～ 20,000	9,000
20,000 ～ 22,000	10,000
22,000 ～ 24,000	11,000
24,000 ～ 26,000	12,000
26,000 ～ 28,000	13,000
28,000 ～ 30,000	14,000
30,000 ～ 32,000	15,000
32,000 ～ 34,000	16,000
34,000 ～ 36,000	17,000
36,000 ～ 38,000	18,000
38,000 ～ 40,000	19,000
40,000 以上	20,000

#### 4 戦略的研究基盤形成支援

[対 象]

「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」として文部科学大臣の指定を受けた事業を実施し、私立大学における研究基盤形成に取り組む大学。

[算定方法]

当該事業に係る所要経費に基づき、表15により増額する。

ただし、所要経費は「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の構想調書に記載した当該年度の研究費を上限とし、当該事業で実施する研究活動に直接必要な支出のうち、教育研究用機器備品費の占める割合は90%以内であること。

表15

所要経費		増額	所要経費		増額
以上	未満 千円	千円	以上	未満 千円	千円
1,000	～ 2,000	500	55,000	～ 60,000	27,500
2,000	～ 3,000	1,000	60,000	～ 65,000	30,000
3,000	～ 4,000	1,500	65,000	～ 70,000	32,500
4,000	～ 5,000	2,000	70,000	～ 75,000	35,000
5,000	～ 6,000	2,500	75,000	～ 80,000	37,500
6,000	～ 7,000	3,000	80,000	～ 85,000	40,000
7,000	～ 8,000	3,500	85,000	～ 90,000	42,500
8,000	～ 9,000	4,000	90,000	～ 95,000	45,000
9,000	～ 10,000	4,500	95,000	～ 100,000	47,500
10,000	～ 12,000	5,000	100,000	～ 105,000	50,000
12,000	～ 14,000	6,000	105,000	～ 110,000	52,500
14,000	～ 16,000	7,000	110,000	～ 115,000	55,000
16,000	～ 18,000	8,000	115,000	～ 120,000	57,500
18,000	～ 20,000	9,000	120,000	～ 125,000	60,000
20,000	～ 22,000	10,000	125,000	～ 130,000	62,500
22,000	～ 24,000	11,000	130,000	～ 135,000	65,000
24,000	～ 26,000	12,000	135,000	～ 140,000	67,500
26,000	～ 28,000	13,000	140,000	～ 145,000	70,000
28,000	～ 30,000	14,000	145,000	～ 150,000	72,500
30,000	～ 32,000	15,000	150,000	～ 155,000	75,000
32,000	～ 34,000	16,000	155,000	～ 160,000	77,500
34,000	～ 36,000	17,000	160,000	～ 165,000	80,000
36,000	～ 38,000	18,000	165,000	～ 170,000	82,500
38,000	～ 40,000	19,000	170,000	～ 175,000	85,000
40,000	～ 42,000	20,000	175,000	～ 180,000	87,500
42,000	～ 44,000	21,000	180,000	～ 185,000	90,000
44,000	～ 46,000	22,000	185,000	～ 190,000	92,500
46,000	～ 48,000	23,000	190,000	～ 195,000	95,000
48,000	～ 50,000	24,000	195,000	～ 200,000	97,500
50,000	～ 55,000	25,000	200,000	以上	100,000

## 5 大学間連携等による共同研究

[対 象]

特定の研究課題について大学等の自主性の下にプロジェクトチームを編成し、産業界等又は国内外の大学等と、次の①及び②に該当する共同研究を実施している大学等（通信教育課程のみを設置する大学等は除く。）。

① 組織的な共同研究環境の整備のため、次のアからウのすべてに該当すること。

ア 共同研究の実施にあたり、学内の委員会等で審査し、決定している。

イ 共同研究の研究成果を集録した紀要等の作成を義務付けている。

ウ 他大学等と共同研究の実施に関し、大学等の決定により協定、覚書等を締結している。

② 1研究課題当たりの当該年度の所要経費が大学は1,000千円、短期大学及び高等専門学校は600千円以上であること。ただし、所要経費のうち教育研究用機器備品費の占める割合は90%以内であること。

[算定方法]

当該共同研究に係る所要経費に基づき、表16により増額する。

表16

所 要 経 費	増 額
以上 未満 千円	千円
600 ～ 1,000	300
1,000 ～ 2,000	500
2,000 ～ 3,000	1,000
3,000 ～ 4,000	1,500
4,000 ～ 5,000	2,000
5,000 ～ 6,000	2,500
6,000 ～ 7,000	3,000
7,000 ～ 8,000	3,500
8,000 ～ 9,000	4,000
9,000 ～ 10,000	4,500
10,000 ～ 12,000	5,000
12,000 ～ 14,000	6,000
14,000 ～ 16,000	7,000
16,000 ～ 18,000	8,000
18,000 ～ 20,000	9,000
20,000 ～ 22,000	10,000
22,000 ～ 24,000	11,000
24,000 ～ 26,000	12,000
26,000 ～ 28,000	13,000
28,000 ～ 30,000	14,000
30,000 ～ 32,000	15,000
32,000 ～ 34,000	16,000
34,000 ～ 36,000	17,000
36,000 ～ 38,000	18,000
38,000 ～ 40,000	19,000
40,000 以上	20,000

## 6 専門職大学院等支援

[対 象]

高度専門職業人の養成のため、次の①又は②に該当する専門職大学院等を設置する大学。

- ① 学校教育法第99条第2項及び専門職大学院設置基準に定める専門職大学院（法科大学院は除く。）。
- ② 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う大学院の修士課程で、標準修業年限が1年以上2年未満の専攻等（大学院設置基準第3条第3項）。

[算定方法]

- ① 当該専攻（課程）の収容定員（当該年度5月1日現在の在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に1人当たり70千円を乗じた額（A）を算出する。
- ② 当該年度5月1日現在で当該研究科の専攻（課程）の授業・研究指導を担当する専任教員数に教員1人当たり300千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額に、表17により当該研究科の専攻（課程）の教育研究活動状況を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表18により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表17

区 分		点 数	
1	収容定員に対する 社会人学生数の割合 (当該年度5月1日現在) (2点満点)	以上 未満 ～ 50%	1
		50% ～	2
2	担当教員1人当たりの在籍学生数 (当該年度5月1日現在) (4点満点)	以上 未満 12人 ～ 50%	0
		10人 ～ 12人	1
		8人 ～ 10人	2
		6人 ～ 8人	3
		～ 6人	4
3	担当教員数に占める 実務経験のある教員数の割合 (当該年度5月1日現在) (5点満点)	以上 未満 ～ 20%	1
		20% ～ 30%	2
		30% ～ 40%	3
		40% ～ 50%	4
		50% ～	5
4	討論・事例研究・現地調査等の有無 (当該年度5月1日現在) (1点満点)	討論・事例研究・現地調査等の 授業を開講している	1点
5	専用施設の有無 (1点満点)	当該研究科の専攻（課程）の専用 施設がある	1点

(注) 区分1及び3については、該当がない場合は0点とする。

区分2において、在籍学生数が収容定員に満たない場合は収容定員とする。

表18

点 数	調 整 率
0 点	0 %
1	40
2	50
3	60
4	70
5	80
6 ～ 7	90
8 ～ 9	100
10 ～ 11	110
12	120
13	130

## 7 法科大学院支援

[対 象]

専門職大学院設置基準第18条第1項に定める法科大学院（当該年度に学生募集を行っているものに限る。）を設置する大学。

[算定方法]

- ① 当該研究科の収容定員（当該年度5月1日現在の在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に1人当たり122千円を乗じた額（A）を算出する。
- ② 当該年度5月1日現在で当該研究科の授業・研究指導又は研究を担当する専任教員数に教員1人当たり2,509千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額に、表19により当該研究科の教育研究活動状況を基に算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表20により得られる調整率を乗じて得た額（C）を算出する。
- ④ 正課教育又は入学者選抜試験において優秀な成績を収めた法学未修者に対する授業料減免の対象者数に180千円を乗じた額に、当該研究科の授業料減免の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額（D）を算出する。
- ⑤ （C）及び（D）を合計した額を増額する。ただし、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（平成24年9月7日文科科学省決定）により、表21に基づき、表22のいずれかの区分に該当する研究科については、法令により配置が義務付けられている実務家教員数に4,000千円を乗じた額に、表22により得られる減額率（当該研究科が該当する最も高い減額率）を乗じて得た額を（C）及び（D）の合計額から減じたものとする。

表19

区分	区 分		点数
	以上	未満	
1 収容定員に対する在籍学生数の割合 （当該年度5月1日現在）  （5点満点）	70% ~	70%	0
	76% ~	76%	1
	82% ~	82%	2
	88% ~	88%	3
	94% ~	94%	4
	106%	106%	5
2 入学者に対する実務等の経験を有する者 又は法学未修者の割合 （当該年度5月1日現在）  （2点満点）	32% ~	32%	0
	以上	未満	2
3 担当教員1人当たりの在籍学生数 （当該年度5月1日現在）  （4点満点）	9人 ~	9人	0
	6人 ~	6人	1
	4人 ~	4人	2
	3人 ~	3人	3
	以上	未満	4
4 担当教員数に占める実務家教員数の割合 （当該年度5月1日現在）  （4点満点）	20% ~	20%	0
	40% ~	40%	2
	以上	未満	4

（注）区分3において、在籍学生数が収容定員に満たない場合は収容定員とする。

表20

点 数	調 整 率	点 数	調 整 率
0 点	50 %	9 ~ 10 点	110 %
1	60	11 ~ 12	120
2	70	13	130
3 ~ 4	80	14	140
5 ~ 6	90	15	150
7 ~ 8	100		

表2 1

区 分		指 標	
1	入学選抜の競争倍率	ア	前年度の入学選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満。
		イ	前年度までに入学選抜における競争倍率2倍未満の状況が2年以上継続。
2	司法試験の合格率	ア	前年度までに次のいずれかに該当する状況が3年以上継続。 i 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満。 ii 直近修了者（新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満。
		イ	アに該当し、かつ、前年度において次のいずれかに該当 i 新司法試験の合格率が全国平均の1／4未満。 ii 直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の1／4未満。
3	入学定員の充足率 ※	ア	前年度までに入学定員の充足率（実入学者数／入学定員）50%未満の状況が2年以上継続。
		イ	アに該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が25%未満。

※ある年度の入学選抜における競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする。

表2 2

区 分		減額率
1	入学選抜の競争倍率の指標（表2 1の1のア）及び司法試験の合格率の指標（表2 1の2のア）に該当する。	100%
2	司法試験の合格率の指標（表2 1の2のア）及び入学定員の充足率の指標（表2 1の3のア）に該当する。	50%
3	入学選抜の競争倍率の指標（表2 1の1のア）及び入学定員の充足率の指標（表2 1の3のア）に該当する。	25%
4	入学選抜の競争倍率の指標（表2 1の1のイ）、司法試験の合格率の指標（表2 1の2のイ）又は入学定員の充足率の指標（表2 1の3のイ）のいずれかに該当する。	12.5%

## 8 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実

### (1) 教育組織の高度化（専攻科）支援

〔対 象〕

短期大学及び高等専門学校の教育組織の高度化のため、当該年度5月1日現在で、学位規則第6条第1項に定める、独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科を設置している短期大学及び高等専門学校。

### (2) 研究支援

〔対 象〕

短期大学及び高等専門学校における研究機能の向上に向けて、次の①から⑥のいずれかに該当する取組みを実施している短期大学及び高等専門学校（通信教育課程のみを設置する短期大学及び高等専門学校は除く。）。

- ① 当該短期大学及び高等専門学校の附置施設として研究施設を設置している。
- ② 当該短期大学及び高等専門学校に所属する専任教員が、学外の研究者又は学内の他学科の教員と共同研究を実施している。
- ③ 受託研究を実施している。
- ④ 研究紀要を作成し、学外へ配布又は公表している。
- ⑤ 特許等（特許、商標、意匠、実用新案等の知的財産権）を取得又は出願している。
- ⑥ 専任教員の執筆した学術論文が学術誌等に掲載されている。

《（1）及び（2）に係る算定方法》

- ① 教育組織の高度化（専攻科）支援については、当該専攻科の収容定員（在籍学生数（当該年度5月1日現在）が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に基づき、表23により（A）を算出する。
- ② 研究支援については、当該短期大学及び高等専門学校ごとに、配分基準Ⅱの1により算出された当該専任教員等の人数に教員等1人当たり30千円を乗じた額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額を増額する。

表23

在 籍 学 生 数	増 額
人	千円
1 ～ 20	500
21 ～ 40	1,000
41 以上	1,500



## V 未来経営戦略推進経費

### 1 教学改革推進のためのシステム構築・職員育成

[対象]

大学自らの置かれている客観的な状況について調査研究するIR（インスティテューショナル・リサーチ）を行い、学内の教育、研究に関する情報の集約と分析結果に基づき、学長等による教学改革の方針の適切な判断を補佐するために有用な情報を提供できる体制を整備する大学等で、次の①から⑤のすべてに該当する大学等。

- ① 教学改革推進のためのシステム構築・職員育成のための取組みについては、専門部署、委員会の設置、専門部員の配置等により管理運営されている（学内の機関決定がある）ことが確認でき、申請時において当該年度から3年間継続するものであること。
- ② 平成25年度に次のアからカのいずれの減額措置等も受けていないこと。  
ただし、東日本大震災により被災し、中長期的な見通しの下で、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図る取組みを実施している（岩手県・宮城県・福島県内に所在し、教育研究活動を継続している大学等に限り。）大学等については、次のアの措置を受けていないこと。  
ア 管理運営不適正等による減額措置又は不交付措置（取扱要領4の(1)）  
イ 教職員給与指数による補正（配分基準別表5）  
ウ 情報の公表の実施状況による補正（配分基準別表6）  
エ 専任教員等及び専任職員の年間給与費の額の状況ならびに役員報酬等の額の状況による減額もしくは補正（配分基準別記6及び別表7）  
オ 当該大学等を設置する学校法人の収入超過状況による補正（配分基準別表8）  
カ 寄付金支出による減額（配分基準Vの4）
- ③ 大学等の設置後、完成年度を超えたことにより、初めて補助金の交付対象となる大学等でないこと。
- ④ 通信教育課程のみの設置でないこと。
- ⑤ 当該取組みに係る申請初年度の所要経費が2,000千円以上であること。

[審査委員による審査]

採択校の選定にあたっては、特別補助審査委員による審査を行う。

採択校に対しては、原則として連続する3か年度を限度に支援を継続する。

[算定方法]

当該事業に係る所要経費の1/2以内の額を増額する。

### 2 持続的な大学改革を支える職員育成（継続分）

[対象]

平成25年度に本経費の採択を受けた大学等で、取組みを継続して実施する大学等。

[審査委員による審査]

採択校の選定にあたっては、特別補助審査委員による審査を行う。

採択校に対しては、原則として連続する5か年度を限度に支援を継続する。ただし、採択年度を含め3か年度を経過した後に中間評価を実施する。

[算定方法]

当該大学等の採択された年度における収容定員に基づき、表24により増額する。

表24

収容定員	増額
1～1,000人	4,000千円
1,001～1,500	6,000
1,501～2,000	8,000
2,001以上	10,000

(注) 採択年度に、同一法人内において複数の大学等が採択された場合は、表24の増額について所要の調整を行うことができるものとする。

また、中間評価の結果により所要の調整を行う。

### 3 未来経営戦略推進経費（継続分）

〔対 象〕

平成22年度から24年度の間の本経費の採択を受けた大学等で、改善計画を継続して実施する大学等。

〔審査委員による審査〕

採択校の選定にあたっては、特別補助審査委員による審査を行う。

採択校に対しては、原則として連続する5か年度を限度に支援を継続する。ただし、採択年度を含め3か年度を経過した後に中間評価を実施する。

〔算定方法〕

当該大学等の採択された年度における収容定員に基づき、表25により増額する。

表25

収 容 定 員	増 額
1 ～ 200 人	10,000 千円
201 ～ 500	12,000
501 ～ 1,000	14,000
1,001 ～ 1,500	16,000
1,501 ～ 2,000	18,000
2,001 以上	20,000

（注）採択年度に、同一法人内において複数の大学等が採択された場合は、表25の増額について所要の調整を行うことができるものとする。

また、中間評価の結果により所要の調整を行う。

## VI 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実

### 1 授業料減免事業等支援

〔対 象〕

経済的に修学困難な学生（外国人留学生は除く。）に対し、次の①から③のすべてに該当する入学科・授業料減免等の給付事業（以下、「給付事業」という。）又は次の①及び②に該当する金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業（以下、「利子負担事業」という。）を実施している大学等。

ただし、被災する等緊急かつ、やむを得ない場合（以下、「緊急の場合」という。）には、次の①及び②の要件を規程等に明記していない場合であっても、授業料減免事業等として決裁等の手続きにより措置したものについては、当該要件に該当するものとする。

① 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の入学科・授業料減免等に係る選考基準が明記されていること。

② 学内において、選考委員会等が設置されていること。

③ 次のア又はイの家計基準（主たる家計支持者（学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。）の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。以下同じ。）に該当する学生に対する事業であること。

ア 給与所得者 841万円以下

イ 給与所得者以外 355万円以下

ただし、緊急の場合に限り、当年の収入見込額を家計基準の金額とみなすことができる。

〔算定方法〕

当該事業に係る所要経費の1/2以内で10千円単位の額を増額する。

### 2 卓越した学生に対する授業料減免等

〔対 象〕

成績優秀者など卓越した学生に対し、次の①から③のすべてに該当する給付事業（入学科は除く。）又は利子負担事業を実施している大学等。

① 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には成績優秀者など卓越した学生に係る授業料減免等の選考基準が明記されていること。

② 学内において、選考委員会等が設置されていること。

③ 次のア又はイに該当する学生に対する事業であること。

ア 正課教育において優秀な成績を収めている者

イ 授業の出席状況、単位の取得状況など、正課教育の成績状況も考慮しつつ、課外活動等において特に活躍が認められ、他の学生の模範となると認められる者

〔算定方法〕

表26により当該大学等の収容定員に基づき算出した対象人数を上限に、当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額する。

表 2 6

収 容 定 員	対 象 人 数
以上 未満	
～ 3,000 人	1 人
3,000 ～ 10,000	2
10,000 ～ 20,000	3
20,000 ～	5

### 3 学生の経済的支援体制等の充実

〔対 象〕

経済的事情により修学困難な学生に対し、経済的支援体制を充実させ、学生の修学機会の拡大に組織的に取り組み、表 2 7 に掲げる経済的支援体制の整備に係る取り組みのいずれかを実施している大学等。

〔算定方法〕

表 2 7 に掲げる各区分の取り組みの実施件数に 1 件当たり 1 0 0 千円を乗じて得た額を増額する。

表 2 7

区 分	取 組 み	
1	同窓会等と連携した奨学制度	経済的に修学困難な学生を対象として、同窓会等（法人の関係者で組織する団体）と連携した奨学制度を実施している。
2	ファイナンシャル・プランナー等の相談員の配置	経済的に修学困難な学生に対して経済上の相談等を行うため、ファイナンシャル・プランナー等の有資格者の相談員を配置している。
3	授業料等の納付期限延長（延納）制度	経済的に修学困難な学生に対して、特に配慮した授業料等の納付期限延長制度（分割納入制度の場合は、通常の前期・後期の分割は含まない。）を実施している。

（注）各区分において、複数の取り組みが該当する場合であっても 1 件とする。

### 4 特色ある経済的支援方策

#### （1）学内ワークスタディ事業支援

〔対 象〕

経済的事情により修学困難な学生に対する支援の一環として、学内における教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事する正規課程（大学院研究科は除く）の学生に対し、次の①から④のすべてに該当する経済的な支援活動（授業料減免事業及び利子負担事業は除く。）を実施している大学等。

- ① 学内における教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事する正規課程の学生に対し、報奨と学業奨励の観点から行われる事業であること。
- ② 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には各大学等が当該事業において定める家計基準が明記されていること。
- ③ 事業の対象となる学生に対し、活動時間の上限設定など適切な学修上の配慮を行っていること。
- ④ 次のア又はイの家計基準に該当する学生に対する事業であること。
  - ア 給与所得者 8 4 1 万円以下
  - イ 給与所得者以外 3 5 5 万円以下
 ただし、緊急の場合に限り、当年の収入見込額を家計基準の金額とみなすことができる。

〔算定方法〕

当該事業に係る所要経費を 1 0 千円単位の額で増額する。

ただし、1 0, 0 0 0 千円を限度とする。

## (2) 産学合同スカラーシップ事業支援

[対象]

産業界や地方自治体等（同窓会等及び個人は除く。以下「産業界等」という。）が一定額を負担する給付事業又は利子負担事業で、次の①から④のすべてに該当し、産業界等と連携した事業を実施している大学等。

- ① 産業界等から資金を得て実施する事業であること。
- ② 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には事業の対象となる学生に係る選考基準が明記されていること。
- ③ 選考委員会等が設置されていること。
- ④ 産業界等と協定や覚書等を締結していること。

[算定方法]

- ① 当該事業に係る産業界等から得た資金の額について、次のア、イ及びウの合計額に基づき、表28により増額する額（A）を算出する。
  - ア 当該大学等が産業界等から得た資金の額（次のイの額を除く。）
  - イ 当該事業の実施のため複数の大学等が形成した組織体（以下「コンソーシアム」という。）により資金を管理し、当該大学等がコンソーシアムの代表校である場合は、コンソーシアムが産業界等から得た資金の額。
 

ただし、コンソーシアムの加盟校として私立大学等以外の大学等が含まれている場合については、次のi及びiiに基づいて受け入れた額を集計することとする。

    - i 私立大学等又は私立大学等の学生に充てられる額が明確である場合は、私立大学等又は私立大学等の学生に充てられる額
    - ii 私立大学等又は私立大学等の学生に充てられる額が明確ではない場合は、コンソーシアムが産業界等から受け入れた資金を加盟校数で除した額に、加盟校のうち私立大学等の学校数を乗じた額
  - ウ 産業界等から学生に直接支給された額
- ② 当該事業に係る給付事業及び利子負担事業については、産業界等からの資金を原資としない当該大学等が負担する額がある場合、当該大学等の負担額である所要経費の1/2以内の額（B）を算出する。
- ③ （A）及び（B）の合計額を増額する。

表28

所要経費	増額
以上 未満 千円	千円
1 ～ 1,000	500
1,000 ～ 5,000	1,000
5,000 ～ 10,000	1,500
10,000 ～ 15,000	2,000
15,000 ～ 20,000	2,500
20,000 ～ 25,000	3,000
25,000 ～ 30,000	3,500
30,000 ～	4,000

## Ⅶ 東日本大震災からの復興支援

### 1 授業料減免事業等支援（震災分）

[対象]

東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった学生に対し、次の①及び②に該当する給付事業又は利子負担事業を実施している大学等。

- ① 被災により経済的に修学困難な学生の学費減免等の選考基準を明記した規程等が整備されていること。
 

なお、「経済的に修学困難な学生」とは、次のアからエのいずれかに該当する者であること。

  - ア 家計支持者が死亡若しくは行方不明であること、又は長期療養中若しくは重度の障害を負っていること
  - イ 家屋が全半壊や流出等の損壊を受け、又は浸水等の被害を受けたこと
  - ウ 原子力発電所の事故に伴い、経済的に困窮している、又は避難生活等を余儀なくされていること
  - エ アからウのほか、震災に伴い主たる家計支持者が失業するなどして、著しい家計急変があり、学費納入が困難であること。この場合、次のi又はiiの家計基準に該当する学生に対する事業であること。
    - i 給与所得者 841万円以下
    - ii 給与所得者以外 355万円以下
- ② 学内において、選考委員会等が設置されていること。

[算定方法]

当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額する。

## 2 被災私立大学等復興特別補助

### (1) 被災私立大学等復興特別補助

[対 象]

東日本大震災により被災し、当該地域を含む周辺地域が未だ復興途上にあり不安定であることから、中長期的な見通しの下で、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図るため次の①から③のいずれかの取組みを実施している大学等（岩手県、宮城県及び福島県内に所在し、教育研究活動を継続している大学等に限る。）。

- ① 安心・安全な教育研究環境の整備に向けた取組み。
- ② 学生が安心して学べる環境の整備に向けた取組み（平成27年度入学志願者に対する入学試験に係る配慮を含む。）。
- ③ 教育活動の継続に向けた取組み。

[算定方法]

①から③の取組みに係る所要経費を増額する。また、平成27年度入学志願者に対する入学試験に係る配慮を行っている場合は、3,500千円を増額する。

### (2) 被災私立大学等復興特別補助（福島県内の大学等）

[対 象]

福島県内に所在する大学等（福島県に一部の学部等のみ所在する場合を含む。）であり、当該年度の福島県内に所在する学部等の入学者数の学校計が東日本大震災前（平成22年度）より減少し、かつ入学定員を満たしていない大学等。

[算定方法]

- ① 福島県内に所在する学部等の当該年度5月1日現在の在籍学生数に学生1人当たり100千円を乗じて得た額（A）を算出する。
- ② 当該学部等に在籍し、次のア及びイが確認できる外国人留学生数に学生1人当たり30千円を乗じて得た額（B）を算出する。
  - ア 当該年度5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、当該年度に当該資格の在留期間更新許可申請を行っている者。
  - イ 当該年度5月1日現在で、大学等の正規課程（学部等及び研究科）又は留学生別科に在籍する者。ただし、次のi又はiiに該当する者は除く。
    - i 当該年度5月1日現在で、休学中の者の休学期間が継続して1年以上となることが明らかな者。
    - ii 当該年度5月1日現在で、履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者。
- ③ 入学者数を東日本大震災前の水準に回復するため、次に掲げる取組みを実施している場合は、iに係る所要経費の額（C）を算出する。また、iiに係る所要経費の額に3/4を乗じた額（D）を算出する。
  - i 入学者の募集のための教育内容の充実や大学等の安全性等を広報する活動に係る経費。
  - ii 他大学や外部の教育機関と提携した学生にとって魅力ある教育プログラムの実施に係る経費。
- ④ (A)、(B)、(C)及び(D)の合計額を増額する。